

## 令和2年度 意見・要望等解決について

社会福祉法第82条の規定により、三根みどり保育園・小規模保育園ゆめのみでは、利用者からの意見・要望・苦情・不満に適切に対応する体制を整えております。

令和2年度における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員へのお申し出の状況について報告いたします。

### [書面等のお申し出状況]

書面等での申出はございませんでした。

### [口頭でのお申し出状況]

申出内容	10月23日付で生活発表会の発表を動画配信する旨の文章を配布したことろ、年長児保護者の方が園にお越しになり、保育園生活最後の発表であることから、生で発表をご覧になりたい旨の申出がある
対応状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・動画配信に至った経緯を園長からお伝えする。</li><li>・感染予防対策を講じ、実施できるのかを検討したい旨を伝える。</li><li>・動画配信は予定通り行い、年長児のみ撮影後にご覧いただく旨の文章を配布し、観覧いただく機会を設け対応を行った。</li></ul>

令和3年6月9日

社会福祉法人みどり福祉会  
理 事 長 古 賀 悅

